



平成25年1月8日

(社) 熊谷地区労働基準協会長 殿

埼玉労働局労働基準部健康安全課長

降積雪期における労働災害防止対策の徹底について

平素労働安全衛生行政の推進にご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、埼玉県内において平成24年1月から3月までの間、降雪等が原因となった転倒災害、交通災害、転落災害に係る休業4日以上の子傷者数は78人おり、同期間の死傷者数の1604人の5%を占めています。(平成25年1月7日現在)

本年も例年以上に寒気が厳しく、降雪や凍結が原因となる労働災害の発生が予想されますので、埼玉年末・年始無災害運動に加えて、降雪や凍結による労働災害防止について別紙のとおり留意事項をまとめましたので会員各位に周知していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、別紙につきましては当局ホームページに掲載予定ですので申し添えます。



平成24年1月～3月埼玉県内の降雪・凍結による災害発生状況

業種別

業種	発生数
製造業	11
建設業	9
運輸交通業	12
商業	16
通信業	16
その他	14
合計	78

事故の型別

事故の型	発生数
歩行時等の転倒	37
2輪車運転時の転倒	20
自転車運転時の転倒	5
交通事故	8
墜落・転落	8
合計	78

主な特徴は次のとおりである。

- ・ 転倒災害は様々な業種で発生している。
- ・ 2輪運転時の災害は通信業、新聞販売業で大部分を占めている。
- ・ 通勤時駐車場と事務所の間を歩行中転倒している事例が多い。

主な事例

業種	事例	休業期間
通信業	バイクで走行中道路の凍結した個所でフロントタイヤが滑り、左側の柱に衝突した。	1月
新聞販売業	朝刊配達中雪が降っていて、道路が凍結しており滑って転倒した。	6月
建設業	ワゴン車で作業現場へ向かう途中道路の凍結でスリップし、中央分離帯を乗り越え、対向してきたバスと衝突し、ワゴン車の1名が死亡し、同乗していた4名が負傷した。また、バスの乗客2名も負傷をした。	死亡 1月～2月
接客娯楽業	店舗駐車場で前日降った雪かきをしているところ足を滑らせて転倒した。	2月
運輸交通業	車に乗車しようとしたところ、2日前に降った雪の残りに足を滑らせて転倒した。	1月
建設業	新築木造住宅建築工事現場において屋根にアンテナを設置するため屋根の雪下ろしをしていたところ滑って屋根から墜落した。	3月
製造業	通勤中会社構内の駐車場を自転車で走行していたところ雪で凍っていたため転倒した。	6月
小売業	出勤のため敷地内駐車場を歩いていたら雪が凍結していた転倒した。	8日
通信業	配達中屋外階段で雪が残っていたため足を滑らせて階段から転落した。	3周

降雪、凍結による労働災害防止対策留意事項

- 1 屋外の移動、作業中における転倒等の労働災害防止について
 - (1) 作業床・通路において、段差、側溝等が積雪により隠れ、つまずきの危険がある場合にはポール等の標識の設置等により注意喚起を行うこと。
 - (2) 屋外に通じる階段には滑り止めを設けること。
 - (3) 凍結が予想される場合には、凍結防止剤を散布すること。
 - (4) 滑りにくい靴を着用すること。
 - (5) 転倒のおそれのある場所では、上着やズボンのポケットに手を入れたまま歩行しないこと。
 - (6) 通路等が凍結しないよう、溜まった雨水等を排除すること。

- 2 事業場の駐車場等での除雪作業時の労働災害防止について
 - (1) 事業場駐車場内でのスリップ事故を防止するため、積雪量に応じて除雪を行うこと。
 - (2) 凍結が予想される場合には、凍結防止剤を散布すること。
 - (3) 大雪、凍結等の悪天候時には除雪作業を行わないこと。
 - (4) 除雪作業は滑りにくい靴を着用すること。
 - (5) 除雪作業用のブラシ等の除雪用具を準備しておくこと。
 - (5) 段差、側溝、路肩等が積雪により隠れ、つまずきや転落の危険がある場合にはポール等の標識の設置等により注意喚起を行うこと。

- 3 スリップ等の交通事故防止について
 - (1) 気象情報を踏まえた、時間に余裕をもった適切な走行計画を作成し、運転者に安全な走行速度を順守させること。
 - (2) 冬用タイヤ、滑り止め等道路の状況を踏まえた適切な装備を装着し、運転者に対して、急ハンドル、急ブレーキ、急発進によるスリップを防止させること。
 - (3) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく次の措置を徹底すること。
 - ① 睡眠時間の確保や適正な労働時間等の管理等の走行管理をすること。
 - ② 降雪等により安全な運転の確保に支障が生じるおそれのある場合は、安全な運転の確保を図るため、運転者に対する必要な指示を行うこと。
 - ③ 異常な気象、豪雪等が発生した場合は、その状況を的確に把握し、運転者に対して迅速に伝達するよう努めること。その際、必要に応じて、走行を中止し、又は安全な場所での一時待機、徐行運転を行わせる等の適切な指示を行うこと。さらに、運転者には、適宜事業場との連絡を取らせ、その指示に従わせること。

- 4 建設工事現場における労働災害防止について
 - (1) 仮設物から積雪を除去する際には、必ず安全帯を使用し、滑りにくい靴を着用するとともに、上層から下層に向けて作業を行うこと。
なお、上層での作業の場合は下層等に立入禁止区域を設定し、労働者の立入りを禁止すること。

- 5 その他
 - (1) 積雪、凍結時は余裕をもって出勤し、早めに退社するよう指導すること。
 - (2) 日常の睡眠時間の確保等健康管理に注意させ、作業開始前に準備運動を励行すること。